

史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が委託する「史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、その基本内容について定めるものであり、本特記仕様書に明記されていない事項であっても業務に必要な事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において誠実に履行すること。

2 目的

本業務は、令和6年3月に策定された「史跡松本城整備基本計画」の内容に基づき、基本計画の内容を設計図書としてまとめることを目的とする。また、事業用地内で確認された自然由来による汚染土壌や廃棄物混じり土等の処理や活用方法について検討を行うことを目的とする。

3 業務対象範囲

松本城南・西外堀復元事業対象地（A＝約10,000㎡）のうち、南外堀（約5,000㎡）を中心とした範囲とする。

4 履行期間

契約日から令和9年3月19日（金）までとする。

5 業務内容

(1) 計画準備

過去の業務報告書や整備基本計画書について内容を把握し、整理を行う。

(2) 計画対象地とその周辺地域の現状把握

遺構の保存を行うために、計画対象地とその周辺地域の地形、地質、水系、湧水動線等と遺構との関係についてとりまとめる。（土壌汚染対策法の区域指定を見据えた現地測量を実施済であるため、発注者から受託者へ提供する。）また、埋設管（電気及び上下水道等の設備）の整備状況について整理する。

(3) 遺構の表現に必要となる情報の収集

遺構の表現方法を確定させることや、地下遺構の保護をすることを目的として、発掘調査の成果を整理・収集し、整備や遺構の表現に際して必要な情報をとりまとめる。

(4) 外堀復元整備に向けた各種事項についての検討

「史跡松本城整備基本計画」内容の整合性確認、及び主に以下の内容についての検討。

ア 復元形状及び整備施工手順の基本方針

イ 遺構保護層についての基本方針

ウ 水堀復元後の給排水施設についての基本方針、水源確保及び水質維持策の検討

エ 復元整備後の維持管理についての基本方針

オ 歩行者の回遊性向上策の検討

カ 樹木伐採（剪定）による遺構への影響及び修景植栽の検討

キ 安全施設についての基本方針 など

(5) 汚染土壌及び廃棄物混じり土等の処理についての検討

汚染土壌及び廃棄物混じり土等の処理や今後の活用方法について検討を行う。また、堀の埋立てに石炭屑が用いられたという伝聞があり、有害物質を含んだ埋立土や堆積土が確認された場合の対策について方針を提示する。

なお、南・西外堀復元事業用地は土壌汚染対策法に基づく自主的な土壌汚染調査（試料採取調査）を実施し、事業用地内25か所の内9か所（南外堀は6か所）で土壌汚染対策法に基づく溶出量基準を超過する鉛及びその化合物が検出されている。史跡整備基本計画では、遺構を良好に保全するための遺構保護層として、現地発生土を有効に活用することを検討することとしている。

また、直近の発掘調査では、近代の生活で用いられたと思われる燈明皿、陶磁器片、木製品、旧制松本中学校で用いられたと思われる遺物などの廃棄物を確認している。これら廃棄物の処分については、費用をより安価なものにするための方法等について検討を行うこと。

(6) 基本設計図の作成

基本設計平面図、主要断面図等の設計図面を作成する。

(7) 事業経費の算出

市場標準単価に基づいた、工種または工区ごとに必要とされる経費の総額を算出する。（概算工事費の算出、工事費のみならず事務経費および実施設計委託費を含む。）

(8) 事業計画の策定

算出した事業経費に基づき、整備事業の詳細な年次計画の策定を行う。年次計画の策定に当たっては、現地における施工条件や法的条件等を考慮し、整備工事を円滑に進める上で必要となる工区及び工種の組み合わせ等について検討を行う。また、復元整備工事着手後に、新たな事象が判明した場合の計画変更案の作成を行う。

(9) 工事の実施において予想される課題の整理

工事の円滑な実施に必要な以下の事柄について、情報の入手及び検討を行う。

ア 材料運搬のための施設や仮設物設置についての検討

イ 特殊工法などに関する技術の難易度についての検討

ウ 入手困難が予想される材料の確保方法、あるいは代替材料に関する検討

エ 特殊技術及び伝統的技術の保持者の所在確認

オ 工事期間中の景観への配慮について検討

カ 地元との調整事項 など

(10) 基本設計報告書の作成

上記までの資料をとりまとめた報告書の作成を行う。なお、報告書では、南外堀の実施設計に向けた課題だけでなく、将来的な西外堀の設計に対する課題についても整理を行うこと。

6 業務計画書の作成

業務計画書は、契約後速やかに作成し、監督職員に提出するものとする。内容に関しては、監督職員と協議するものとする。

7 打合せ協議等

業務の進捗に応じて、発注者と打合せを行うとともに、業務履行期間中に疑義が生じた場合などは、監督職員と連絡を取り、適宜打合せを行うこと。

また、本業務は、「史跡松本城整備委員会」への協議や文化庁の指導助言を踏まえて進捗するものであり、必要な資料の作成を補助するとともに、会議への出席を行うこと。

なお、発注者との打合せは着手時及び中間、納品時の5回程度、有識者会議は5回程度、文化庁との協議補助は5回程度とする。

8 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、成果品のとりまとめの内容やデータ形式等の詳細については発注者及び受注者の協議の上決定する。

- (1) 基本設計報告書概要版 A3またはA4サイズ 10部
 - (2) 基本設計業務報告書 一式（A4ファイル綴じ） 正・副 各1部
- ア 業務報告書
イ 基本設計図（A3）
ウ 打合せ記録簿
エ 設計参考資料等
オ その他必要資料
カ 電子データ（CD-R等）

9 その他

- (1) 本業務に関して本特記仕様書に定めのない事案が生じた場合には、双方により協議して対応を決定するものとする。
- (2) 業務完成後においても受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不適格な箇所は無償にて成果品を訂正しなければならない。
- (3) 本業務に必要な資料（過年度委託業務成果品、発掘調査報告書、古絵図、古文書、古写真等）は協議のうえ無償で貸与するが、その取り扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。
- (4) 地域住民および松本城公園来園者等とのトラブルが生じないように注意すること。
- (5) 現場への立ち入りにあたっては監督職員に連絡すること。また現存する遺構を破損しないように細心の注意を図ること。
- (6) 受注者は作業実施中に不測の事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。

- (7) 本業務には現況水路の流量や伏流量の観測及び水質調査、各種実験・構造解析等の業務経費は含まないものとする。